

2024年4月19日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 弘明
 (コード番号：2743 スタンダード)
 問 い 合 せ 取締役管理本部長 矢尾板 裕介
 (TEL. 03-6731-3410)

第三者割当により発行される新株式及び第15回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、2024年4月19日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当により発行される株式の募集（以下、「本新株式」といいます。）及び第15回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	2024年5月13日
(2) 発行新株式数	5,560,000株
(3) 発行価額	1株につき135円
(4) 調達資金の額	750,600,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については下記 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期をご参照ください。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての株式を株式会社Your Turnに割り当てる。
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2024年5月13日
(2) 新株予約権の総数	240,800個
(3) 発行価額	総額 111,249,600円（新株予約権1個当たり462円）
(4) 当該発行による潜在株式数	24,080,000株
(5) 資金調達の額	3,362,049,600円 (内訳) 新株予約権発行分 111,249,600円 新株予約権行使分 3,250,800,000円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した

	新株予約権を消却した場合には、上記資金調達額は減少します。
(6)行使価額	行使価額は135円
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 株式会社 Your Turn 240,800個
(8)その他	<p>① 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金462円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社グループは、事業の選択と集中を掲げシステムイノベーション事業の強化を進めるとともに、データセンター事業を今後の主軸事業と捉え、システムイノベーション事業の収益強化、データセンター事業の収益化及び企業価値の向上に努めております。なお、データセンター事業については、その重要性が増したため、当期よりシステムイノベーション事業より分離しております。

システムイノベーション事業においては、収益性の高い開発案件の受託やシステムエンジニアの稼働人員の増加により売上高が増加し営業利益も増加しましたが、グループ全体の費用を賄えず営業損失を計上する状況となっております。また、システムイノベーション事業の強化によるシステムエンジニアの人員増加や収益性が高い開発案件の受託による人件費等の先行支払い、データセンター事業への先行投資が増加したことにより、資金繰りの状況は厳しい状況が続いております。

当社グループは上記のとおり、組織再編の途中であり、当社グループの業績は、連結売上高574百万円（前期比43.4%減）、連結営業損失412百万円（前年同期は連結営業損失625百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失408百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,440百万円）となりました。また、2023年12月期においては、連結売上高609百万円（前年同期比6.1%増）と増加いたしましたが、連結営業損失477百万円（前年同期は営業損失412百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失510百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失408百万円）となり、依然として厳しい業績で推移しております。

そのような状況のもと、当社は2023年2月27日に発行した第13回新株予約権にてデータセンター開発資金の一部を資金調達する計画でしたが、市場環境や当社業績等の影響を受けて、2023年9月初旬以降の当社株価が行使価額である43円を下回って推移する状況が続きましたが、行使価額を下回る状況においても割当先であった水たまり投資事業組合のご理解もあり、新株予約権の行使がなされたものの、96,150個（発行新株予約権は335,400個）が行使期間の到来により権利失効となりました。

当社は、上記当社の業績、資金繰りの状況及び第13回新株予約権の権利失効に伴い、手元資金のみではシステムイノベーション事業強化によるシステムエンジニアの人員増強や、データセンター事業への先行投資など、運転資金、事業資金及び設備投資資金が賄えない状況であり、最適なタイミングで順次

資金を投下できるように当社の手元資金を強化することを目的として、後述3〔調達する資金の額、使途及び支出予定時期〕(2)〔調達する資金の具体的な使途〕に記載の当社グループにおける事業拡大を行うための投資資金及び運転資金の資金調達を検討するに至りました。

これらの資金は、当社グループの企業価値向上、収益の安定化ならびに、将来の収益獲得に向けた先行投資であり、当社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、機動的な投資を行うことができるようにするためには、早い段階での新たな資金調達が必要であると考えております。当社を取り巻く環境からローンによる調達は難しく、資金の調達方法として、エクイティ・ファイナンスでの資金調達を検討して参りました。そのような状況の中、株式会社Your Turnとの間で直接金融による資金調達を検討し、当社グループに必要な資金を調達するために、本第三者割当による資金調達を実施することといたしました。

なお、当社は、2023年10月24日に証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けております。当社は、この事実を真摯に受け止め、開示検査に協力しておりますが、今後、開示検査の結果によっては、当社は課徴金納付等の行政処分を受けることとなり、当社グループの業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。金融商品取引法に基づく開示検査を受けている最中であることから、本第三者割当増資を行うことにより、金融商品取引法第172条2に基づき、本第三者割当増資の額に応じ、課徴金納付額が加算される可能性はあります。しかしながら、グループ運転資金、借入金の返済資金は当社財政状態からも必要資金であり、データセンター開発資金の一部についても当社グループの中核事業となるデータセンター開業資金であり、また補助金交付の期限が設けられていることから本第三者割当増資により調達する資金は当社の必要資金であることから、当該開示検査を受けている最中であっても、本第三者割当増資を実施することが必要であると判断しております。

(2) 資金調達の方法として本第三者割当増資を選定した理由

第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、株式価値の希薄化を一時的に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先との新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。しかし、割当予定先との交渉において、当社の業績、希薄化の規模及び当社が証券取引等監視委員会より開示検査を受けていることを勘案すると新株で引き受けることは難しく、新株予約権を併用した方法若しくは全て新株予約権（行使価額修正条項付を含む）で引き受けたいとの要望がありました。一方で、当社の資金ニーズの規模は約40億円以上であるところ、行使価額修正条項付新株予約権の場合には、実際に調達できる額が大幅に減少してしまう可能性があります。しかしながら、運転資金等すぐに必要となる資金があること、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できるメリットがあることから、割当予定先と協議し割当予定先からご提案いただいた新株式の発行と行使価額を固定した新株予約権の引き受けの併用による資金調達の方法を選択いたしました。

したがって、当社としましては、割当予定先に本新株式及び本新株予約権で割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(3) 本新株予約権の特徴

(本新株予約権のメリット)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、新株式の方法に比べ既存株主の皆様は株式価値の希薄化時期の分散が期待され、また、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される24,080,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権発行要項に従って調整されることがあり

ます。

② 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権の会社法に定める譲渡制限（会社法236条第1項第6号における）はありませんが、本引受契約において、本新株予約権の譲渡について、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。なお、本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、本新株予約権の保有方針、本新株予約権に係る権利・義務についても譲受人が引き継ぐことを条件に検討・判断いたします。

（本新株予約権のデメリット）

① 既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、24,080,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じる可能性があります。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額を下回る場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、当該割当予定先は本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、当該割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

以上の点がデメリットであるものの、割当予定先は本新株予約権の行使により付与された株式は市場動向を勘案しながら売却する方針であり、市場への影響を常に留意すると伺っておりますので、デメリットとして挙げた前述の③はある程度緩和されるものと考えております。また、当社の株価が行使価額を下回る場合には権利行使がなされない可能性があることなどのデメリットがあるものの、本新株予約権は当社が取得請求権を行使できる設計となっていることから、当社株価が行使価額を上回っている状況下においては権利行使が促進され、当社が必要とする事業資金及び運転資金の確保が可能となることから、本新株式に加え、新株予約権での発行を決定いたしました。

（他の資金調達方法との比較）

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

① 金融機関等からの運転資金等の間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいこと。

② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社の業績を鑑みると当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては資金調達が難しいものと判断いたしました。

③ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な

資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、東京証券取引所有価証券上場規程により、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合には、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは実施できないとされていることから、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施できない状況にあります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	4, 112, 649, 600円
(内訳)	
(ア) 新株式発行による調達額	750, 600, 000円
(イ) 第15回新株予約権の発行	111, 249, 600円
(ウ) 第15回新株予約権の行使	3, 250, 800, 000円
① 発行諸費用の概算額	21, 550, 000円
② 差引手取概算額	4, 091, 099, 600円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式発行価額の総額750, 600, 000円と本新株予約権の発行価額の総額111, 249, 600円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額3, 362, 049, 600円を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算定しております。

2. 発行諸費用の概算額には、登記費用・司法書士費用約17, 000, 000円、有価証券届出書作成費用約1, 500, 000円、割当予定先調査費用約300, 000円、新株予約権の算定費用（エースターコンサルティング株式会社、東京都港区西麻布3丁目19番13号、代表取締役 三平 慎吾）1, 250, 000円及び、弁護士費用約1, 500, 000円が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

4. 登記費用・司法書士費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 調達する資金の具体的な使途

(i) 前回の資金調達における資金使途

当社は、2023年2月8日の当社取締役会で決議し、2023年2月27日付で新株式及び第13回新株予約権証券を発行し、当初総額2, 063百万円の調達を予定しておりましたが、当社の株価水準が行使価額を下回って推移したことから、実際の調達額は、総額1, 643百万円となりました。

当初データセンターの開発資金として2023年4月から12月に資金支出を予定しておりましたが、データセンター建設の計画が当初2023年中に完了する予定をしていたところ、福島県双葉郡大熊町の大熊中央産業拠点内の用途変更、土地調査と仕様の再検討、インフラ完成の遅れ等の理由により2024年までに変更になったことに伴い、資金の支出時期が2024年12月まで延長することとなりました。

新株式発行による資金充当状況（2024年3月29日現在）

手取金の使途	具体的な内訳	金額	支出予定時期
システムイノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費	人件費	13百万円	2023年2月
グループ運転資金	人件費、家賃等の経費	24百万円	2023年2月～ 2023年3月
借入金返済資金	借入金返済	512百万円	2023年2月
太陽光発電施設案件の解約に伴う返金資金	解約に伴う返金	50百万円	2023年2月

<第13回新株予約権の発行による調達資金の充当状況（2024年3月29日現在）>

手取金の使途	具体的な内訳	金額 (内、充当済金額)	支出予定時期
システムイノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費	人件費	162百万円 (162百万円)	2023年3月～ 2024年2月
グループ運転資金	人件費、家賃等の経費	230百万円 (230百万円)	2023年3月～ 2024年2月
システムイノベーション事業におけるデータセンター開発資金の一部	データセンター開発資金	598百万円 (361百万円)	2023年4月～ 2024年12月
太陽光発電施設案件の仕入資金一部	仕入資金の一部	59百万円 (59百万円)	2023年4月～ 2023年12月

※2024年3月29日付（2024年4月9日付及び2024年4月15日付で一部訂正）で公表した「第13回新株予約権の資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」のとおり、支出予定時期及び金額を変更・訂正しております。

(ii) 今回の資金調達における資金使途

当社グループは、上記「(i) 前回の資金調達における資金使途」に記載のとおり、グループ運転資金、データセンター開発資金の一部を主たる資金使途として資金調達を実施いたしました。

その中で、当社グループは、成長市場であるシステムイノベーション事業を中核事業と定め事業の選択と集中を掲げシステムエンジニアの採用及び教育に注力し、システムイノベーション事業の強化を行っております。また、日本のデジタルインフラ強化に貢献することを目的に、データセンター事業を今後の主軸事業と捉え、システムイノベーション事業の収益強化、データセンター事業の収益化及び企業価値の向上に努めております。

しかしながら、2022年12月期において、連結売上高574百万円（前期比43.4%減）、連結営業損失412百万円（前年同期は連結営業損失625百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失408百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,440百万円）となりました。また、2023年12月期においては、連結売上高609百万円（前年同期比6.1%増）と増加いたしましたが、連結営業損失477百万円（前年同期は営業損失412百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失510百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失408百万円）と推移しており、手元資金のみでは運転資金、事業資金及び設備投資資金が賅えないことから、以下に記載する資金使途に充当することを目的に本第三者割当増資により資金調達を行うものとなります。

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
① グループ運転資金	250百万円	2024年5月～2024年9月
② 借入金返済資金	250百万円	2024年5月
③ データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部	250百万円	2024年5月～2024年6月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
① データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部	2,841百万円	2024年5月～2024年9月
② グループ運転資金	250百万円	2024年9月～2025年1月
③ 借入金返済資金	250百万円	2024年9月

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. なお、充当の優先順位につきましては①から優先して充当し、権利行使の状況に応じて②、③に充当することを計画しております。

《本新株式の発行により調達する資金》

① グループ運転資金

当社グループは、2022年12月期において、連結売上高574百万円（前期比43.4%減）、連結営業損失412百万円（前年同期は連結営業損失625百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失408百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,440百万円）となりました。また、2023年12月期においては、連結売上高609百万円（前年同期比6.1%増）と増加いたしました。また、連結営業損失477百万円（前年同期は営業損失412百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失510百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失408百万円）、現金預金残高は2023年12月末日時点で177百万円と推移しております。

システムイノベーション事業の強化を進めておりますが、事業収益による全ての運転資金の捻出が難しい状況であることから、グループ運転資金を本件新株式発行により調達する必要性が生じております。

上記のとおり、当社は事業収益によるすべての運転資金（月額90百万円前後）の捻出が難しい状況であり、今回実施する資金調達において調達した資金のうち250百万円をグループ運転資金（当社及びピクセルハイ合同会社（以下、「ピクセルハイ」といいます。）の2024年5月～9月分の給与・社会保険等の人件費、家賃、採用費（月額50百万円前後）の一部に充当することを計画（支出予定時期：2024年5月～9月）しております。なお、2024年9月以降の運転資金については、下記記載の本新株予約権の発行及び行使により調達する資金に記載のとおりであります。なお、ピクセルハイには、当社から必要資金を都度貸付けし、ピクセルハイの人件費に充当する予定です。

② 借入金返済資金

当社は、2024年2月から本件資金調達の実施までの間のデータセンター事業資金の確保を目的として、下記の資金調達を行っており、調達した資金は、運転資金の一部、データセンターの設備工事発注及び建築工事費の支払いに充当することを計画しております。

なお、現時点において充当した金額はありませんが、2024年4月末に40百万円を運転資金の一部として充当する予定です。また、当初2024年3月にデータセンターの設備工事発注等にかかる資金の支出予定があったことから当該借入を実施いたしましたが、3社見積等（同時期に業者選定し、見積、その後計画変更等承認申請書）から支出時期が遅れており、充当されていない状況です。しかしながら、借り入れた資金は必要資金であることから期日までの借入としております。

今回実施する資金調達において調達した資金のうち250百万円は、当該借入金の返済に充当することを計画（2024年5月）しております。なお、当該借入金の原資は自己資金であると聞いております。

借入金額（250百万円）

借入先	株式会社豊崎会計事務所（代表取締役 豊崎 修）
借入金額（当初）	250 百万円
借入年月日	2024 年 2 月 29 日
返済期日	2024 年 5 月 31 日
返済方法	期日一括
金利	年 12.00%
担保・保証の有無	連帯保証（代表取締役 吉田 弘明）
2024 年 4 月 19 日残高	250 百万円

③ データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部

当社の子会社であるピクセルハイ合同会社（本社：福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水1、代表者：代表社員 ピクセルカンパニーズ株式会社）は、日本のデジタルインフラ強化に貢献することを目的に、現在福島県双葉郡大熊町の大熊中央産業拠点において、2024年9月までの完成、テスト運用の開始、204年12月の本格稼働開始を目標にデータセンターの開発を進めております。

今回実施する資金調達において調達した資金のうち250百万円をデータセンターの開発費用（建築工事費、設備費、諸経費）の一部に充当することを計画（支出予定時期：2024年5月から2024年6月）しております。

当該事業の立ち上げに必要な資金は建物取得費用や設備費用等に係る費用であり、総額で約4,910百万円（建築工事費420百万円（既支払額102百万円）、設備費4,090百万円（既支払額77百万円）、諸経費400百万円（既支払額181百万円））を見込んでおります。なお、既支払額は2024年3月末時点での金額となります。当該事業費のうち約3,000百万円については、2021年12月14日に自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業の実施事業者として採択されており、2022年8月5日付で2,999百万円の交付決定を受けております。当該事業費については、第13回新株予約権において598百万円（未充当237百万円）を調達し、設計費用、建築工事の一部及び諸費用に361百万円を充ていたしました。本新株にて250百万円を調達・充当する計画となりますが、上記補助金については、当該データセンターの完成後（開発費用の支払い後）の交付となることから、完成までにかかる4,061百万円については、下記「新株予約権の発行及び行使により調達する資金」にて2,841百万円を調達し、不足する資金は金融機関等（※）からの借入により調達する計画です。

なお、当該借入については、補助金交付後に補助金にて返済することを計画しております。

※ 現時点において複数の金融機関等と借入に関する相談を行っておりますが、具体的に資金需要が発生する時期は2024年6月から9月であることから、今後金融機関等との協議を進めてまいります。しかしながら、当該借入契約の締結スケジュールが遅れた場合には、データセンター建設工事及び設備費等の開発費用等の支払いスケジュールも合わせて遅れることになるため、データセンターの稼働時期が遅れる可能性があります。

なお、データセンターの稼働開始は2025年3月31日が補助金交付決定に係る期日であり、期日を経過すると補助金交付決定が取り消される可能性があることから、本新株予約権の行使が進まない場合、金融機関等からの資金調達が出来ない場合には、他のエクイティ・ファイナンスによる資金調達にて不足資金の調達を行います。

《本新株予約権の発行及び行使により調達する資金》

① データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部

上記に記載のとおり、当社の子会社であるピクセルハイ合同会社は、現在福島県双葉郡大熊町の大熊中央産業拠点において、データセンターの開発を進めております。

今回実施する資金調達において調達した資金のうち2,841百万円を当該事業の立ち上げに必要な資金である建物取得費用や設備費用等に係る費用（総額で約4,910百万円（建築工事費420百万円（既支払額102百万円）、設備費4,090百万円（既支払額77百万円）、諸経費400百万円（既支払額181百万円））の一部に充当することを計画（支出予定時期：2024年5月から2024年9月）しております。

② グループ運転資金

前述のとおり、一定期間は事業収益によるすべての運転資金（月額90百万円前後）の捻出が難しい状況が想定されることから、今回実施する資金調達において調達した資金のうち250百万円をグループ運転資金（当社及びピクセルハイの2024年9月から2025年1月分給与・社会保険等の人件費、家賃、採用費（月額62百万円前後））に充当することを計画（支出予定時期：2024年9月から2025年1月）しております。

なお、2025年1月以降の運転資金については、データセンター事業における補助金及びデータセンター事業の収益化が見込まれることから、当社グループ事業からえた収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。なお、ピクセルハイには、当社から必要資金を都度貸付けし、ピクセルハイの人件費に充当する予定です。

③ 借入金返済資金

当社は、2024年3月から本件資金調達の実施までの間のデータセンター事業資金の確保を目的として、下記の資金調達を行っており、調達した資金は、データセンターの設備工事発注の支払いに充当することを計画しております。

今回実施する資金調達において調達した資金のうち250百万円は、当該借入金の返済に充当することを計画（2024年9月）しております。なお、当該借入金の原資は自己資金であると聞いております。

借入金額（250百万円）

借入先	株式会社豊崎会計事務所（代表取締役 豊崎 修）
借入金額（当初）	250百万円
借入年月日	2024年3月15日
返済期日	2024年9月13日
返済方法	期日一括
金利	年12.00%
担保・保証の有無	連帯保証（代表取締役 吉田 弘明）
2024年4月19日残高	250百万円

なお、当社は、2023年10月24日に証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けております。当社は、この事実を真摯に受け止め、開示検査に協力しておりますが、今後、開示検査の結果によっては、当社は課徴金納付等の行政処分を受けることとなり、当社グループの業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。金融商品取引法に基づく開示検査を受けている最中であることから、本第三者割当増資を行うことにより、金融商品取引法第172条2に基づき、本第三者割当増資の額に応じ、課徴金納付額が加算される可能性があります。しかしながら、グループ運転資金、借入金の返済は当社財政状態からも必要資金であり、データセンター開発資金の一部についても当社グループの中核事業となるデータセンター開業資金であり、また補助金交付の期限が設けられていることから本第三者割当増資により調達する資金は当社の必要な資金であることから、当該開示検査を受けている最中であっても、本第三者割当増資を実施することが必要であると判断しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本第三者割当増資により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

①本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2024年4月18日）までの株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の3か月平均を基準とし、135円といたしました。

上記発行価額とした経緯としましては、下記「6 割当予定先の選定理由等（2） 割当予定先を選定した理由」に記載しておりますが、割当予定先との協議時点における当社普通株式の株価は40円前後を推移している状況でしたが、2024年2月27日付「特別利益計上に関するお知らせ」にて公表した5百万円の特別利益を計上したものの、2024年3月22日付「特別損失計上に関するお知らせ」

にて公表した 12 百万円の特別損失を計上していること等、当社業績等が直近株価に反映されたものではなく、2024 年 2 月 28 日から急騰している状況であること、当社が現在証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けていることなどから、今後株価の急落のリスクが想定されることから、割当予定先との協議・交渉の結果、割当予定先も本新株式の取得後 6 ヶ月間売却出来ないことを条件（※譲渡に関する制限）に、割当予定先の要望、急騰日からの日数等（本届出書提出日の前日まで 36 営業日、払込期日まで 50 営業日）を加味し、また、割当予定先も相当のリスクを負うこと等を踏まえ、3 か月の平均株価を基準とすることといたしました。

※ 割当予定先との間で締結を予定する募集株式引受契約において、払込期日から 6 ヶ月を経過する日までの間は、「本新株式」の全部又は一部を、第三者に譲渡しないこととする譲渡制限を設けております。また、当該譲渡制限に違反した場合には、割当予定先は当社に対し、譲渡対象株式の払込金額と譲渡金額の差額を支払う旨を定めております。但し、次の各号に掲げる事由が生じ、かつ、「割当予定先」が「当社」に対して当該事由により「本新株式」の全部又は一部を譲渡したい旨を記載した書面を提出し、「当社」の承諾を得た場合は、この限りではないという条文が定められております。

(1) 「割当予定先」の経営又は資産の状況が著しく悪化した場合

(2) 「本新株式」の全部又は一部を譲渡することが社会通念上やむを得ないと認められる場合

なお、当該発行価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である 242 円から 44.21%のディスカウント、当該直前取引日までの 1 か月間の終値平均である 252.68 円から 46.57%のディスカウント、当該直近取引日までの 3 か月間の終値平均である 134.11 円から 0.66 のプレミアム、当該直近取引日までの 6 か月間の終値平均である 86.90 円から 555.35%のプレミアム、当該直近取引日までの 12 か月間の終値平均である 65.09 円から 107.42%のプレミアムとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役 3 名（うち 2 名は社外監査役）全員からも、取締役会において決定された発行価額は、本第三者割当による増資規模（7.5 億円）の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響（詳細は、下記「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照）、当社の業績及び信用リスク、割当予定先である株式会社 Your Turn が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び第三者委員会の意見書から、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

②本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（住所：東京都港区西麻布 3 丁目 19 番 13 号、代表者：代表取締役 三平 慎吾）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（2024 年 4 月 18 日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート 0.107%）、ボラティリティ（151.37%）、クレジット・コスト（22.86%）及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 1 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2024 年 5 月 13 日から 2025 年 5 月 12 日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価を実施した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を 462 円（1 株当たり 4.62 円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関し

ては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近1年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、エースターコンサルティング株式会社が実施した本新株予約権の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金462円（1株当たり4.62円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間、6か月間及び12か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2024年4月18日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の3か月平均を基準とし、135円としました。

本新株予約権の行使価額を直前取引日までの3か月間の終値平均とした経緯としましては、下記「6割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載しておりますが、割当予定先との協議時点における当社普通株式の株価は40円前後を推移している状況でしたが、2024年2月27日付「特別利益計上に関するお知らせ」にて公表した5百万円の特別利益を計上したものの、2024年3月22日付「特別損失計上に関するお知らせ」にて公表した12百万円の特別損失を計上していること等、当社業績等が直近株価に反映されたものではなく、2024年2月28日から急騰している状況であること、当社が現在証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けていることなどから、今後株価の急落のリスクが想定されることから、割当予定先との協議・交渉の結果、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間、6か月間及び12か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、今後の当社株価の急落リスク等を踏まえ、3か月の平均株価を基準とすることといたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の当該直前取引日の終値である242円から44.21%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である252.68円から46.57%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である134.11円から0.66%のプレミアム、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である86.90円から55.35%のプレミアム、当該直近取引日までの12か月間の終値平均である65.09円から107.42%のプレミアムとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員から、エースターコンサルティング株式会社は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された評価額と同等額の払込金額を決定していること及び第三者委員会の意見書から、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ5,560,000株及び24,080,000株の合計29,640,000株となり、2024年4月18日現在の発行済株式総数84,644,600株（議決権数846,273個）に対して、合計35.02%（議決権比率35.02%）の希薄化が生じます。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数29,640,000株に対して、当社株式の過去1年間にわたる1日あたり平均出来高は、2,068,686株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の6.98%であります。本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数29,640,000株を行使期間である1年間（245日/年間営業日数で計算）で売却すると仮

定した場合の1日当たりの株式数は120,979株となり、上記1日あたりの平均出来高の5.85%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達に及ぼす株価への影響は限定的なものになると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、上記「4. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、今回の資金調達を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものと判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名称	株式会社 Your Turn		
② 所在地	大阪府大阪市天王寺区上本町九丁目 5 番 14 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 鶴原 智也		
④ 事業内容	不動産の売買、仲介、コンサルティング業務、開発投資業 海外不動産の仲介など		
⑤ 資本金	100 千円		
⑥ 設立年月日	2023 年 1 月 11 日		
⑦ 発行済株式数	10 株		
⑧ 決算期	12 月		
⑨ 従業員数	1 名		
⑩ 主要取引先	Your Turn Inc. (米国)		
⑪ 主要取引銀行	住信 S B I ネット銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	鶴原 智也 100%		
⑬ 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位: 千円)			
決算期	2023 年 12 月現在	—	—
純資産	18,901		
総資産	613,435		
1 株当たり純資産 (円)	1,890,159.7		
売上高	—		
営業利益	△430		
経常利益	28,183		
当期純利益	18,801		
1 株当たり当期純利益 (円)	1,880,159.7		
1 株当たり配当金 (円)	—		

(2) 割当予定先を選定した理由

当社グループは、前述「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達目的及び理由」に記載のとおり、事業の選択と集中を掲げシステムイノベーション事業の強化を進めるとともに、データセンター事業を今後の主軸事業と捉え、システムイノベーション事業の収益強化、データセンター事業の収益化及び企業価値の向上に努めております。しかしながら、当社グループは組織再編の途中であり、財政面は依然として厳しい状況で推移しております。

当社グループの業績、資金繰りの状況からシステムイノベーション事業の強化によるシステムエンジニアの人員増強や、データセンター事業への先行投資など、手元資金のみでは運転資金、事業資金及び設備投資資金が賄えない状況であったことから、当社の代表取締役社長である吉田弘明（以下、

「当社代表の吉田」といいます。)が、2023年12月下旬から4年ほど前から交流があった株式会社豊崎会計事務所の代表者である豊崎氏に資金調達について相談いたしました。豊崎氏との資金調達に関する相談の中で、上場会社の新株予約権を譲受けた実績のある株式会社Your Turnの代表取締役である鶴原智也氏(以下、「鶴原氏」といいます。)を紹介いただき、2024年1月中旬に鶴原氏に対しても資金調達の必要性について相談してまいりました。その後、豊崎氏については、新株式の発行等による資金調達は難しいものの、貸付による資金調達には応じていただけることとなり、2024年2月29日及び3月15日にそれぞれ250百万円合計500百万円を借入いたしました。

当社は、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、当社グループの本第三者割当て調達する資金は必要な資金であり、今回の資金調達の目的であるグループ運転資金やデータセンター開発資金は資金調達の確実性が高い新株式の発行が望ましいものの、当社の業績や希薄化の規模等から新たな資金調達手段について検討しております。その中で、株式会社Your Turnに当社の資金調達について検討いただきました。その後、当社の業績や希薄化の規模からそのすべてを新株式の発行によるものではなく、株式会社Your Turnにて新株式及び新株予約権の引き受ける旨のご提案をいただきました。当社といたしましても、当社の現状から、他の資金調達手段及び他社からの資金調達は難しい一方で、前述のとおり必要資金であることから、株式会社Your Turnを割当予定先とする本新株式及び本新株予約権による資金調達を行うことといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

i 新株式

本新株式の保有方針は純投資を目的とした保有である旨を口頭で確認しております。なお、当社は、割当予定先である株式会社Your Turnから、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

ii 新株予約権

本新株予約権の行使により取得する当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨を口頭で確認しております。また、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会での承認が必要となり、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、本新株予約権の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利・義務についても譲受人が引き継ぐことを条件に検討・判断いたします。なお、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社代表の吉田が2024年3月に割当予定先の代表者である鶴原氏から、割当予定先を名義人とする2024年3月29日作成の証券会社口座の取引残高報告書(対象期間:2024年1月1日から2024年3月31日)の写しを入手し、約10億円の資金を有していることを確認いたしました。しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行における払込に必要な資金を有しているものの、本新株予約権の全ての行使に必要な資金を有しておりませんでした。そのため、当社代表の吉田が払込に要する資金の調達について確認したところ、本新株予約権の行使に必要な資金の一部については、鶴原氏が代表を務めるYour Turn Inc. (1136 Union Mall #405 Honolulu HI96813 USA 代表者 鶴原 智也)を貸主とする金銭消費貸借契約を締結し資金を調達する意向であることを確認いたしました。当社は、割当予定先に貸し付けるYour Turn Inc.の貸付原資がYour Turn Inc.の自己資金であることについて鶴原氏より当社代表の吉田が口頭にて確認しており、Your Turn Inc.との金銭消費貸借契約書(貸付金額:10億円、貸付日:本有価証券届出書の提出

から7日以内、返済期限：貸付日より3年間、利率：3%)の写し及びYour Turn Inc.の預金残高証明書の写し(2024年3月31日時点)を受領しております。上記自己資金及び借入のみでは行使全額に満たないものの、本新株予約権の権利行使の一部は、本新株予約権の権利行使により取得した当社普通株式を売却した資金で行う予定であることを鶴原氏より当社代表の吉田が口頭にて確認しており、本新株予約権の権利行使における払込みについて、問題ないと判断いたしました。

(5) 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社Your Turn及び同社の役員、主要株主及び関連会社並びに借入先であるYour Turn Inc. (以下、「割当予定先等」と総称します。)が反社会的勢力との関係を有しているか否か、並びに割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関であるリスクプロ株式会社(東京都港区芝大門二丁目11番8号、代表取締役 小坂橋 仁)に調査を依頼いたしました。その結果、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとの回答を得ております。当社は、上記のとおり割当予定先等が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、別途割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前(2024年4月18日現在)	
野村證券株式会社	3.78%
吉田 弘明	3.69%
水たまり投資事業組合	3.60%
岡田 満知	1.13%
服部 喜幸	1.11%
加藤 優志	0.95%
auカブコム証券株式会社	0.83%
株式会社HATASE HOLDINGS	0.76%
山口 秀紀	0.67%
昌山 泰久	0.64%

- (注) 1. 募集前の「持株比率」は、2023年12月31日現在の株主名簿、2024年4月18日までに当社が確認したストックオプションの行使による増加及び2024年4月18日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づき記載しております
2. 割当予定先の本新株式及び本新株予約権の行使により交付される株式の保有目的は投資目的とのことであるため、割当後の「持株比率」は記載しておりません。

8. 今後の見通し

第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使は、当社の業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社が本第三者割当により発行する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ5,560,000株及び24,080,000株の合計29,640,000株となり、2024年4月18日現在の発行済株式総数84,644,600株（議決権数846,273個）に対して、合計35.02%（議決権比率35.02%）の希薄化となり、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、一部が新株予約権であり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び2024年9月までに約38億円を本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに2～3カ月の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である宍田拓也弁護士（以下、「宍田弁護士」といいます。）※（シシダ法律事務所）大谷龍生弁護士（日比谷見附法律事務所）、大槻直弁護士（弁護士法人平田法律事務所）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2024年4月18日に入手しております。

※当社はG F A株式会社（以下、「G F A社」といいます。）に対し金銭の貸付けを行っており、宍田弁護士はG F A社の社外監査役となります。しかしながら、宍田弁護士はG F A社との間に特別の利害関係はなく、独立役員に指定されております。

当社は、本第三者割当増資においてG F A社との間で利害関係がないことから、当社及び割当予定先の間にも利害関係のない社外有識者として、第三者委員会の委員として選任しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

（本第三者委員会の意見の概要）

第1 結論要旨

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

第2 結論に至る理由

1 資金調達の必要性

- (1) 貴社グループは、事業の選択と集中を掲げシステムイノベーション事業の強化を進めるとともに、データセンター事業を今後の主軸事業と捉え、システムイノベーション事業の収益強化、データセンター事業の収益化及び企業価値の向上に努めているとのことである。システムイノベーション事業においては、収益性の高い開発案件の受託やシステムエンジニアの稼働人員の増加により売上高が増加し営業利益も増加した一方で、システムイノベーション事業の強化によるシステムエンジニアの人員増加や収益性の高い開発案件の受託によって人件費等が増加し、データセンター事業への先行投資が増加したことにより資金繰りの状況は厳しい状況が続いているところである。

具体的には、貴社グループの業績は、2022年12月期において、連結売上高574百万円（前期比43.4%減）、連結営業損失412百万円（前年同期は連結営業損失625百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失408百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,440百万円）となり、また、2023年12月期においては、連結売上高609百万円（前年同期比6.1%増）と増加したが、連結営業損失477百万円（前年同期は営業損失412百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失510百万円（前年同期は親会社

株主に帰属する当期純損失 408 百万円) となり、依然として厳しい業績で推移している。

貴社グループが強化しているシステムイノベーション事業に関しては、貴社は、2023 年 2 月 27 日に発行した第 13 回新株予約権においてデータセンター開発資金の一部を調達する計画であった。しかし、市場環境や貴社業績等の影響を受けて、2023 年 9 月初旬以降の貴社株価が行使価額である 43 円を下回って推移する状況が続き、96,150 個（発行新株予約権は 335,400 個）が行使期間の到来により権利失効となってしまった。

貴社グループが行うシステムイノベーション事業について、これを強化するためにシステムエンジニアの人員増強や、データセンター事業への先行投資が必要であるという点は理解できるところである。しかしながら、貴社グループの手元資金や既存事業による収益によって、これらの資金や貴社グループの運転資金、事業資金及び設備投資資金を捻出することは困難であると考えられる。

このような状況下において、貴社グループが、資金調達を行うことなく、システムイノベーション事業を強化するとともに、データセンター事業を今後の主軸事業と捉え、各セグメントの収益改善を図り、もって、貴社グループの企業価値向上、収益の安定化を実現することは極めて困難であるといえる。

- (2) なお、貴社は現在、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けているところであり、当該開示検査の結果によっては、貴社は課徴金納付命令等の行政処分を受ける可能性がある。そして、貴社が本第三者割当を行った場合に、その後課徴金納付命令を受けることとなると、金融商品取引法第 172 条の 2 に基づき、本第三者割当の額に応じ命じられる課徴金の額が加算され、貴社グループの業績及び財政状態に影響が生じる可能性がある。

しかしながら、上記開示検査やその後の行政処分がいつ、どのような結果となるかは現時点では明らかではない一方で、貴社が証券取引等監視委員会より開示検査を受けている事実をもって上記の資金調達の必要性が否定されとも考えられない。特に、貴社グループの手元資金や既存事業による収益によって運転資金等を捻出することが困難である現状においては、上記開示検査を受けている最中であっても、本第三者割当による資金調達を行うことは必要かつ相当であると考えられる。

- (3) 以上を勘案すると、貴社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、機動的な投資を行うことができるようにするために早期に資金調達を行う必要性が高いというべきである。

したがって、当委員会として検討した結果、本第三者割当に関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、本第三者割当による資金調達は、貴社によって必要であると認められる。

2 本第三者割当の相当性

(1) 他の手法との比較

- (ア) 前述の資金の必要性からすると、銀行借入や普通社債による調達も考えられる。

しかし、上記で述べたような貴社グループの業績や財務内容を踏まえると、銀行借入や普通社債という方法で貴社が必要とする資金を調達することは困難であり、しかも、既に 2024 年 2 月 29 日に 250 万円の借入れ（弁済期：2024 年 5 月 31 日。利率：年 12%。）を受け、また、2024 年 3 月 15 日に 250 万円の借入れ（弁済期：2024 年 9 月 13 日。利率：年 12%。）を受けたばかりであることから、追加での銀行借入はより一層困難であると思料される。

- (イ) エクイティ・ファイナンス手法での資金調達については、公募増資や株主割当増資の手法も考えられる。しかし、貴社においては数年にわたり無配の状況が続いていること等を踏まえると、いずれも参加率が不透明であり、貴社が希望する十分な

資金を調達できるか不透明であること、また相当な時間を要すると考えられることから、これらの手法の実効性は低いと料される。

(ウ) ライツ・オフリングについては、コミットメント型ライツ・オフリングに関しては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあることに加え、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性がある。

また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、東京証券取引所有価証券上場規程 304 条 1 項 3 号 a により、最近 2 年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がない場合には、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは実施できないとされているところ、貴社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施できない状況にある。

(エ) 今回の新株式の発行と新株予約権の引受けの併用という資金調達の方法によれば、貴社が必要とする一定程度の資金を確実に調達することが可能になるとともに、調達を必要とする資金について支出時期が段階的となっている本件において一度に大規模な希薄化が生じることを回避しつつ資金調達が可能になるものである。

(オ) 以上から、他の手法と比較しても、本第三者割当によることの相当性が認められる。

(2) 増資金額の妥当性（資金使途の合理性）

ア はじめに

貴社の説明によれば、本新株式の発行により調達する資金については、①グループ運転資金、②借入金返済資金、及び③データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部に、また本新株予約権の発行により調達する資金については、①データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部、②グループ運転資金、及び③借入金返済資金に充当することを予定しているとのことである。

イ 本新株式の発行により調達する資金の使途の合理性について

(ア) グループ運転資金について

貴社の説明によれば、本新株式の発行により調達する資金のうち、250 百万円をグループ運転資金（2024 年 5 月～9 月分の給与・社会保険等の人件費、家賃、採用費）の一部に充当することを計画（支出予定時期：2024 年 5 月～9 月）しているとのことである。

上記のとおり、貴社グループの業績は依然として厳しい業績で推移している。加えて、貴社グループの現金預金残高は 2023 年 12 月末日時点で 177 百万円となっている。

貴社グループの事業収益によりすべての運転資金を捻出することは困難である状況にあるといえ、本新株式の発行により調達する資金のうち 250 万円をグループ運転資金に充当することは合理的であると認められる。

(イ) 借入金返済資金について

貴社は、運転資金及びデータセンター事業に関してデータセンター事業資金の確保のために、2024 年 2 月 29 日に 250 万円の借入れ（弁済期：2024 年 5 月 31 日。利率：年 12%。）を行っている。

貴社グループにおいては、既存事業による収益によって貴社の経営を安定化させることはできていない状況にある。

貴社の資金繰りを考慮すると、借入金の返済も困難であることが相当程度予想される。

また、貴社の説明によれば、上記借入金については、2024 年 2 月から本件資金調達の実施までの間の運転資金及びデータセンター事業資金の確保を目的としているものであり、リスケジュールの交渉も困難であるとのことである。

したがって、貴社が本新株式の発行によって調達した資金のうち 250 百万円を借入金の返済に充当することは妥当であると認められる。

(ウ) データセンター事業におけるデータセンター開発資金の一部について

貴社の子会社であるピクセルハイ合同会社（本社：福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水1、代表者：代表社員 ピクセルカンパニーズ株式会社）は、日本のデジタルインフラ強化に貢献することを目的に、現在福島県双葉郡大熊町の大熊中央産業拠点において、2024年9月までの完成、テスト運用の開始、2024年12月の本格稼働開始を目標にデータセンターの開発を進めている。

当該事業の立ち上げに必要な資金（建物取得費用や設備費用等に係る費用）としては総額で約4,910百万円（建築工事費420百万円、設備費4,090百万円、諸経費400百万円）を見込んでいたとされており、そのうち約3,000百万円については、2021年12月14日に自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業の実施事業者として採択されており、2022年8月5日付で2,999百万円の交付決定を受けている。

その余の事業費については、第13回新株予約権において598百万円（未充当237百万円）を充当する計画であるが、なお不足が生じているところである。

したがって、本新株式の発行により調達する資金のうち250百万円をデータセンターの開発費用（建築工事費、設備費、諸経費）の一部に充当（支出予定時期：2024年5月から2024年6月）するという貴社の計画について不合理な点は認められない。

ウ 本新株予約権の発行により調達する資金の使途の合理性について

(ア) データセンター事業におけるデータセンター開発資金

上記のとおり、貴社の子会社であるピクセルハイ合同会社は、現在福島県双葉郡大熊町の大熊中央産業拠点において、2024年9月までの完成、テスト運用の開始、2024年12月の稼働開始を目標にデータセンターの開発を進めている。

当該事業の立ち上げに必要な資金について、補助金や第13回新株予約権及び本新株の発行により調達した資金を充当する計画であることは上記のとおりであるが、なお不足が生じるところである。

したがって、本新株予約権の発行により調達する資金のうち2,841百万円を建物取得費用や設備費用等に係る費用の一部に充当（支出予定時期：2024年5月から2024年9月）するという貴社の計画について不合理な点は認められない。

(イ) グループ運転資金について

上記のとおり、貴社グループにおいては、一定期間は事業収益によるすべての運転資金の捻出が難しい状況が想定されることから、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち250百万円をグループ運転資金（2024年9月から2025年1月分給与・社会保険等の人件費、家賃、採用費）に充当（支出予定時期：2024年9月から2025年1月）することは合理的であると認められる。

(ロ) 借入金返済資金について

貴社は、強化しているデータセンター事業に関してデータセンター事業資金の確保のために、上記のほか、2024年3月15日に250万円の借入れ（弁済期：2024年9月13日。利率：年12%。）を行っている。

上記のとおり、貴社グループにおいては、既存事業による収益によって貴社の経営を安定化させることはできていない状況にあり、貴社の資金繰りを考慮すると、借入金の返済も困難であることが相当程度予想される。

また、貴社の説明によれば、上記借入金については、2024年3月から本件資金調達の実施までの間のデータセンター事業資金の確保を目的としているものであり、リスケジュールの交渉も困難であるとのことである。

したがって、貴社が本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち250百万円を借入金の返済に充当することは妥当であると認められる。

エ 小括

よって、各資金使途は合理的なものであると認められる。

(3) 割当予定先の相当性

ア 貴社において、本株式及び本新株予約権の割当予定先である株式会社 Your Turn 及び同社の役員、主要株主及び関連会社並びに下記「(5)」で後述する借入先である Your Turn Inc. (以下総称して「割当予定先等」という。)が反社会的勢力との関係を有しているか否か、並びに割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関であるリスクプロ株式会社(東京都港区芝大門二丁目11番8号、代表取締役 小坂橋 仁)に調査を依頼した結果、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとの回答を得ている。

そのほか、貴社は、上記のとおり割当予定先等が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、別途割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出している。

イ 次に、本第三者割当により取得する貴社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨とのことであるが、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式により取得した貴社普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を貴社に対し書面により報告すること、貴社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定である。

また、割当予定先が万が一本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先と貴社との引受契約により、貴社取締役会での承認が必要となり、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、本新株予約権の保有方針、本新株予約権に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引き継ぐことを条件に検討・判断することとされている。このような方法に拠ることに特段不合理な点は見当たらない。

ウ 小括

以上の理由から、株式会社 Your Turn は割当先として相当であると認められる。

(4) 発行条件の相当性

ア 本第三者割当の方法について

本第三者割当は、募集株式の発行と新株予約権の引受けを併用するものであるが、この方法は、貴社が必要とする一定程度の資金を確実に調達することが可能になるとともに、調達を必要とする資金について支出時期が段階的となっている本件において一度に大規模な希薄化が生じることを回避しつつ資金調達が可能になるものであるから、相当であるといえる。

イ 本新株式の払込価額について

本新株式の発行における発行価額の決定方法については、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日(2024年4月18日)までの株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社普通株式の終値の3か月平均を基準とし、135円とされている。

上記発行価額の決定方法については、貴社の直近株価は貴社業績等を反映したのではなく、2024年2月28日から急騰している状況であること、貴社が現在証券取引等監視委員会より開示検査を受けていること、今後株価の急落のリスクが想定されること、割当予定先が本株式の取得後6か月間第三者に譲渡出来ない条件が付されてい

ることなど、割当予定先も相当のリスクを負っている。

なお、当該発行価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である 242 円から 44.21%のディスカウント、当該直前取引日までの 1 か月間の終値平均である 252.68 円から 46.57%のディスカウント、当該直近取引日までの 3 か月間の終値平均である 134.11 円から 0.66%のプレミアム、当該直近取引日までの 6 か月間の終値平均である 86.90 円から 55.35%のプレミアム、当該直近取引日までの 12 か月間の終値平均である 65.09 円から 107.42%のプレミアムとなっている。過去の平均株価から見た場合には一定程度のプレミアムになっていること、貴社の株価が貴社の業績等を反映した株価ではなく急騰していること、割当予定先も株価の急落リスクを負うことなどからすれば、本新株式の発行における発行価額は有利発行には該当せず、相当なもの認められる。

ウ 本新株予約権の発行価額及び行使価額について

本新株予約権の発行における発行価額については、貴社は、発行価額の決定に際して、公正を期すために、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（住所：東京都港区西麻布 3 丁目 19 番 13 号、代表者：代表取締役 三平慎吾）に依頼し、評価報告書を受領している。それによると、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに貴社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、貴社の株価（2024 年 4 月 18 日の終値）、貴社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート 0.107%）、ボラティリティ（151.37%）、クレジット・コスト（22.86%）及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 1 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2024 年 5 月 13 日から 2025 年 5 月 12 日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価を実施した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を 462 円（1 株当たり 4.62 円）と算定されている。

当該算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるエースターコンサルティング株式会社から公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、貴社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられる。

また、本新株予約権の行使価額は、貴社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間、3 か月間、6 か月間及び 12 か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2024 年 4 月 18 日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社普通株式の普通取引の終値の 3 か月平均を基準とし、135 円とされている。

このような行使価額の設定については、貴社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間、3 か月間、6 か月間及び 12 か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、今後の貴社株価の急落リスクを踏まえれば、不合理な点は見当たらない。

なお、本新株予約権の発行価額は、貴社と独立した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社により、割当予定先から独立した立場で評価が行われており、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された評価額と同等額の払込金額を

決定していることから、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず、公正なものであると思料される。

以上から、本新株予約権の発行価額及び行使価額は発行条件として相当であると認められる。

エ 小括

よって、本新株式の払込価額並びに本新株予約権の発行価額及び行使価額は発行条件として相当であると認められる。

(5) 払込みの確実性

貴社において、割当予定先である株式会社 Your Turn の代表取締役である鶴原智也氏から、株式会社 Your Turn を名義人とする 2024 年 3 月 29 日作成の証券会社口座の取引残高報告書（対象期間：2024 年 1 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日）の写しを入手し、約 10 億円の資金を有していることを確認した。これは、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を超えるものであるものの、本新株予約権の全ての行使に必要な資金には満たないものである。そこで、貴社において鶴原氏に対し、本新株予約権の行使に要する資金の調達について確認したところ、払込みに必要な資金については、鶴原氏が代表を務める Your Turn Inc. (1136 Union Mall #405 Honolulu HI96813 USA 代表者 鶴原 智也) を貸主とする金銭消費貸借契約を締結し資金を調達する意向であることを確認したとのことである。

その上で、貴社は、割当予定先に貸し付ける Your Turn Inc. の貸付原資が Your Turn Inc. の自己資金であることについて鶴原氏より貴社代表の吉田弘明氏が口頭にて確認するとともに、Your Turn Inc. との金銭消費貸借契約書（貸付金額：10 億円、貸付日：本有価証券届出書の提出から 7 日以内、返済期限：貸付日より 3 年間、利率：3%）の写し及び Your Turn Inc. の預金残高証明書の写し（2024 年 3 月 31 日時点）を受領し、その内容を確認している。

これらの確認が事実在即しているとするれば、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みの確実性については、問題がないものと思料される。

他方、本新株予約権の権利行使資金については、上記自己資金及び借入のみでは行使全額に満たないものの、本新株予約権の権利行使は、本新株式及び本新株予約権の権利行使により取得した貴社普通株式の一部を売却した資金で行う予定であることを貴社代表の吉田氏が鶴原氏から口頭にて確認しているとのことである。

したがって、これらの確認が事実在即しているとするれば、本新株予約権の権利行使における払込みについても問題がないものと思料される。

(6) 既存株主への影響

貴社が本第三者割当により発行する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 5,560,000 株及び 24,080,000 株の合計 29,640,000 株となり、2024 年 4 月 18 日現在の発行済株式総数 84,644,600 株（議決権数 846,273 個）に対して、合計 35.02%（議決権比率 35.02%）の希薄化の希薄化が生じることとなる。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 29,640,000 株に対して、貴社株式の過去 1 年間における 1 日あたり平均出来高は、2,068,686 株であり、1 日あたり平均出来高は最大交付株式数の 6.98% である。本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 29,640,000 株を行使期間である 1 年間（245 日／年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の 1 日当たりの株式数は 120,979 株となり、上記 1 日あたりの平均出来高の 5.85% となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、貴社の株価に影響を与える恐れがある。

しかし、貴社は割当予定先に対して貴社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを確認していること、また、割当予定先が払込日から 2

年以内に本新株式により取得した貴社普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を貴社に対し書面により報告すること、貴社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意していることから、本資金調達及び本新株式への影響は限定的なものになると思料される。

さらに、貴社グループは、事業の選択と集中を掲げシステムイノベーション事業の強化、また、今後データセンター事業を主軸事業と捉え、各セグメントの収益改善と企業価値の向上に努めているところであり、本第三者割当による調達をもって機動的な投資を行うことで、貴社グループが今後収益を確保し、かつ、安定的に成長を目指すものであり、これにより貴社グループの業績回復が進めば既存株主の利益にも寄与することが期待される

そうとすれば、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有していると思料される。

(7) 小括

以上のような点を踏まえ、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は合理性が認められ、また、本第三者割当における本新株式の払込価額並びに本新株予約権の発行価額及び行使価額その他の発行条件は、資金調達の必要性を満たすために合理的と認められる範囲に留まるものであると考えられ、相当であると認められる。

3 結語

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性いずれも認められる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

また、本日開催の当社取締役会においても、本第三者委員会の意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決算期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高 (千円)	1,014,640	575,586	609,422
営業利益 (千円)	△625,258	△412,824	△477,031
経常利益 (千円)	△629,879	△430,254	△503,300
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	△1,440,318	△408,600	△510,224
1株当たり当期純利益 (円)	△46.21	△9.80	△7.98
1株当たり配当金 (円)	—	—	—
1株当たり純資産額 (円)	12.09	3.06	13.65

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年4月19日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	84,644,600株	100%
現時点における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
始値	154円	63円	44円
高値	175円	86円	63円
安値	52円	36円	32円
終値	63円	44円	38円

② 最近6ヶ月間の状況

	2023年11月	12月	2024年1月	2月	3月	4月（注）
始値	35円	38円	38円	40円	76円	332円
高値	44円	43円	45円	80円	294円	397円
安値	33円	35円	37円	38円	71円	222円
終値	39円	38円	41円	62円	290円	242円

（注）4月の株価については、2024年4月1日から2024年4月18日までの期間を記載しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2024年4月18日
始値	260円
高値	272円
安値	222円
終値	242円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第12回新株予約権

割当日	2021年7月21日（水）
発行新株予約権数	129,680個
発行価額	総額17,895,840円
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,187,708,840円
割当先	株式会社TKコーポレーション 129,680個
募集時における発行済株式数	28,791,600株
当該募集による潜在株式数	12,968,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：12,968,000株
現時点における調達した資金の額	818,613,340円
発行時における当初の資金使途	①グループ運転資金：200百万円 ②グループ運転資金（借入金返済）：100百万円 ③ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：837百万円 ④エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資準備資金：50百万円
発行時における支出予定時期	①グループ運転資金：2021年8月～2022年1月 ②グループ運転資金（借入金返済）：2021年9月～2021年12月 ③ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：2021年8月～2023年7月 ④エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資準備資金：2021年8月～2023年8月
現時点における充当状況（※）	①グループ運転資金：200百万円充当予定のところ123百万円充当済 ②グループ運転資金（借入金返済）：230百万円充当予定のところ200百万円充当済（※資金使途の変更） ③グループ運転資金（新株予約権取得資金）：28百万円充当予定のところ28百万円充当済（※資金使途の変更） ④グループ運転資金（仕入及び受注案件に対する外注費）：200百万円充当予定のところ13百万円充当済（※資金使途の変更） ⑤子会社への貸付：200百万円充当予定のところ200百万円充当済（※資金使途の変更） ⑥ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：595百万円充当予定のところ348百万円充当済 ⑦エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資準備資金：50百万円充当予定のところ10百万円充当済 ⑧システムイノベーション事業、エンターテインメント事業におけるNFT及びオンラインゲームの開発資金：44百万円充当予定のところ33百万円充当済（※資金使途の変更）

（※）2021年11月16日付、2021年12月14日付、2022年1月21日付でそれぞれ公表した「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、資金使途及び支出予定時期を変更しております。

② 第三者割当による新株式及び第13回新株予約権

【新株式】

払込期日	2023年2月27日（月）
資金調達額	600,280,000円
発行価額	1株につき43円
募集時における発行済株式数	41,759,600株
当該募集による発行済株式数	13,960,000株
募集後における発行済株式数	55,719,600株
割当先	水たまり投資事業組合 13,960,000株
発行時における当初の資金使途	① システムインノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：13百万円 ② グループ運転資金：24百万円 ③ 借入金返済資金：512百万円 ④ 太陽光発電施設案件の解約に伴う返金資金：50百万円
発行時における支出予定時期	① システムインノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：2023年2月 ② グループ運転資金：2023年2月～2023年3月 ③ 借入金返済資金：2023年2月 ④ 太陽光発電施設案件の解約に伴う返金資金：2023年2月
現時点における充当状況	① システムインノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：13百万円充当予定のところ13百万円充当済 ② グループ運転資金：24百万円充当予定のところ24百万円充当済 ③ 借入金返済資金：512百万円充当予定のところ512百万円充当済 ④ 太陽光発電施設案件の解約に伴う返金資金：50百万円充当予定のところ50百万円充当済

【第13回新株予約権】

割当日	2023年2月27日（月）
発行新株予約権数	335,400個
発行価額	総額20,794,800円
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,463,014,800円
割当先	水たまり投資事業組合 335,400個
募集時における発行済株式数	41,759,600株
当該募集による潜在株式数	33,540,000株
行使価額	行使価額 43円
現時点における行使状況	行使済株式数：23,925,000株
現時点における調達した資金の額	1,049,569,800円
発行時における当初の資金使途	① システムインノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：162百万円 ② グループ運転資金：230百万円

	<ul style="list-style-type: none"> ③ システムイノベーション事業におけるデータセンター開発資金の一部：1,000百万円 ④ 太陽光発電施設案件の仕入資金一部：59百万円
発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ① システムイノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：2023年3月～2024年2月 ② グループ運転資金：2023年3月～2024年2月 ③ システムイノベーション事業におけるデータセンター開発資金の一部：2023年4月～2023年12月 ④ 太陽光発電施設案件の仕入資金一部：2023年4月～2023年12月
現時点における充当状況（※）	<ul style="list-style-type: none"> ① システムイノベーション事業（AWS及びセールスフォース事業）における人件費：162百万円充当予定のところ162百万円充当済 ② グループ運転資金：230百万円充当予定のところ230百万円充当済 ③ システムイノベーション事業におけるデータセンター開発資金の一部：598百万円充当予定のところ361百万円充当済（237百万円未充当）（※資金支出予定時期の変更） ④ 太陽光発電施設案件の仕入資金一部：59百万円充当予定のところ59百万円充当済

※2024年3月29日付（2024年4月9日付及び2024年4月15日付で一部訂正）で公表した「第13回新株予約権の資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」のとおり、支出予定時期及び金額を変更・訂正しております。

なお、上記充当済金額については、2024年3月末日までの金額となっております。

以上

募集株式の発行要綱

1.	募集株式の種類	当社普通株式 5,560,000 株
2.	払込金額	1 株につき 135 円
3.	払込金額の総額	750,600,000 円
4.	増加する資本金及び 資本準備金の額	資本金 金 375,300,000 円 資本準備金 金 375,300,000 円
5.	申込期間	2024 年 5 月 7 日から 2024 年 5 月 13 日
6.	払込期日	2024 年 5 月 13 日
7.	募集又は割当方法	第三者割当による
8.	割当先及び割当株式数	株式会社 Your Turn 5,560,000 株
9.	払込取扱場所	株式会社三菱 UFJ 銀行 神田支店
10.	その他	①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ピクセルカンパニーズ株式会社
第15回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 ピクセルカンパニーズ株式会社第15回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 111,249,600 円
3. 申込期間 2024年5月7日から 2024年5月13日
4. 割当日及び払込期日 2024年5月13日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。
株式会社 Your Turn 240,800 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 24,080,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 240,800 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 462 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 135 円とする。
10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由に該当する場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
2024年5月13日（本新株予約権の払込完了以降）から2025年5月12日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める取得日の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金462円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回った場合の当該20取引日目の日）から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は当該取得請求権を喪失するものとする。
 - (2) 当社が本項に基づく取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本項に基づく取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は、新たに取得請求権を取得するものとし、当該取得請求権については本項の規定が同様に適用される。
 - (3) 本項に基づく取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的方法により行うものとする。
14. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
16. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第17項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第18項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
17. 行使請求受付場所
ピクセルカンパニーズ株式会社 管理本部
18. 払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行 神田支店
19. 新株予約権の譲渡制限
会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
20. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上